



(財) 財務会計基準機構会員

平成23年6月30日

各位

会社名 マミヤ・オーピー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 矢崎 登  
(コード番号7991 東証第2部)  
問合せ先 管理本部長 島田 和長  
電話番号 03-5437-2311

## 支配株主等に関する事項について

当社の親会社である株式会社データ・アートについて、支配株主等に関する事項は、以下の通りとなりますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 親会社の商号等

平成23年3月31日現在

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
(株)データ・アート	親会社	57.88	0.00	57.88	—

#### 2. 親会社等の企業グループにおける当社の位置付けその他の当社と親会社等との関係

##### a) 親会社等の企業グループにおける当社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的關係

当社は、当該親会社が発行済株式総数の17.9%を所有すると共に、その代表取締役が取締役を兼職する株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングスの完全子会社である日本ゲームカード株式会社に対し台間カードユニット等を販売しており、その販売実績が当社の総販売実績に占める比率は47.7%となります。

また、前事業年度末日現在の親会社等及びそのグループ企業との役員の兼職の状況は下記の通りです。

(役員・監査役の兼職状況)

平成 23 年 3 月 31 日現在

役 職	氏 名	親会社等又はそのグループ 企業での役職	就任理由
取 締 役	峰島 重雄	親会社 (株)データ・アート 代表取締役社長	経営に関する深い見識に裏付けられ た当社経営に対する有益な助言を期 待し、当社から就任を依頼。
社外監査役	関口 正夫	親会社 (株)データ・アート 代表取締役専務 親会社の関係会社である 日本ゲームカード(株)社外監 査役	25 年を超える財務会計の実務経験に 裏付けられた高水準の監査を受ける ため、当社から就任を依頼

- (注) 1. 当社の取締役 9 名、監査役 3 名のうち、親会社との兼職役員は 2 名です。  
2. 提出日現在における当社の取締役 9 名、監査役 4 名のうち、親会社との兼職役員は、  
同じく 2 名です。  
3. 関口正夫氏は、平成 23 年 4 月 1 日付で、日本ゲームカード(株)が株式移転によって(株)ジョ  
イコシステムズと共同で設立した完全親会社（共同持株会社）である(株)ゲームカード・ジ  
ョイコホールディングス（親会社の持株比率 17.9%）の取締役に就任しております。

b) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等  
やそのグループ企業との取引関係や人的・資金的関係などの面から受ける経営・事業活動へ  
の影響等

親会社及びそのグループ会社との取引関係は部分的かつ相互補完的なものであり、支配・  
被支配の関係ではないため、当社の事業遂行上、親会社の企業グループに属することによる  
特段の制約はなく、その当社の経営・事業活動への影響は限定的なものであると認識してお  
ります。また、親会社が発行済株式総数の 17.9%を所有すると共に、その代表取締役が取締  
役を兼職する株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングスの完全子会社である日本ゲ  
ームカード株式会社は当社の主要顧客であるため、これと良好な関係を維持することは、経  
営の安定性を確保するために大きなメリットがあると認識しております。

また兼職役員につきましては、いずれも、その専門分野に関する高い専門性あるいは会社  
経営に関する深い見識ゆえに当社経営に有益な助言が得られるものと判断し、当社より就任  
を依頼したものであり、当社の経営・事業活動への影響は、限定的であると認識しており  
ます。

c) 以上に記載した状況の中における、親会社からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそ  
のための施策

当社は、経営・事業活動の遂行にあたり、親会社からの一定の独立性を確保し、機動的な意思決定により、取引先あるいは事業分野の拡大に努めることが当社事業の一層の発展に不可欠であり、それがひいては親会社及びそのグループ企業の利害と一致するものと考えております。また、親会社との緊密なコミュニケーションを保つことにより、この様な認識を親会社と共有し、一定の独立性を確保するよう努めております。

#### d) 親会社からの一定の独立性の確保の状況

当社は、親会社の企業グループと緊密な協力関係を保ちながら事業展開する方針ですが、親会社及びそのグループ企業との取引関係、あるいは親会社役員の兼職状況は、すでに述べた通り限定的なものであり、当社による自由な事業活動あるいは当社独自の経営判断を妨げるほどのものではなく、一定の独立性が確保されているものと認識しております。

### 3. 支配株主等との取引に関する事項

平成 23 年 3 月期において、該当する事項はありません。

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、親会社との取引等を行う際には、少数株主の権利を不当に害することのないよう、その可否、条件等につき十分な協議・交渉を行い、当該取引等の通念に照らした妥当性を確保する旨を定めております。

以上